

無料

ご自由にお持ちください
e-10.adcm.jp

e-10

イーテン

企画・発行 ADCOM アド・コマーシャル株式会社



いつも通りの毎日も特別な日も、
素敵なお日にしたい。



いつも通りの毎日も、特別な1日も、
かわいく・キレイに過ごしたい！

「そんな希望を叶えてくれる
ヘアサロン。」

Sweet Valentine's Day 2013

「心温まるバレンタインの贈り物」

グルメ／ファッショントピック／美容と健康

今月の豪華プレゼント

ほう 法、なるほど!?

旧姓に戻った私と一緒に暮らす我が子。その子の名字も、私同様に旧姓になるの?

田 村

夫とは平成8年3月に結婚し、その年の6月に長男を出産。その後、平成11年7月には長女も産まれました。ただ最近、夫の浮気が発覚した事により「これ以上夫との生活を続けるのが困難なため離婚しようと考えています。子どもの親権は私がもううつもりですし、夫も今のところは子どもの親権を私が持つことで構わないと言っています。私が夫と離婚して子どもの親権になり、私の名字が旧姓の「渡辺」に戻れば、当然、子供も私と同じ姓に変わらんですよね?」

いいえ、田村さんが親権者になったからといって、自動的にお子さんの名字も旧姓である「渡辺」に変更されるわけではありません。また、お子さんの名字の変更がされなければ、お子さんは旦那さんの戸籍に入つたままとなってしまいます。

え、そうなんですか!! では、どうすれば子供の名字が「渡辺」になるのでしょうか? お子さんの名字の変更を行うためには、家庭裁判所の許可が必要となります。ですから、家庭裁判所に対して「子の氏の変更許可の申立て」をして頂き、家庭裁判所の許可を得る事で、お子さんの名字を変更することができます。子どもはまだ未成年ですので、「子の氏の変更許可の申立て」というのは、名字を変更する子供自身ではなく、私が行つても大丈夫なのでしょうか?

田村さんのお子さんは、長男16歳、長女13歳ということですね?

弁護士 田 村 はい。そうです。

弁護士 15歳未満の場合は、子供の法定代理人である田村さんが申立てを行なう事ができます。しかし15歳以上になると申立てを行うのは、田村さんではなくお子さんご本人となります。

田 村 なるほど、子供の年齢で申立てができる人が変わるのでですね。

「法、なるほど!」法律相談者募集!!

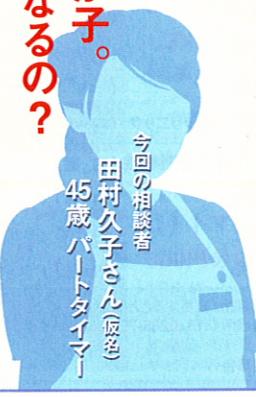
本コーナーでは、とりあげてほしい相談・お悩みを募集します。日々の生活中で今あなたが抱えている問題を、豊富な知識と地域の事情も分かる地元の弁護士さんに相談してみませんか? 法律事務所で今までに解決してきた事例等に照らし、ケースとしてご紹介させていただきます。

宛 送り先住所 ▶ 〒399-4431長野県伊那市西春近3010-1
アド・コマーシャル株式会社 e-10編集室
先 メールアドレス ▶ info@e-10.adcm.jp

※宛名件名に「法、なるほど!」法律相談希望と明記ください。※採用せざついたいたる質問に相談について回答する」とはできませんので、了承ください。※採用はしません。※特定される姓名や場所個人名などは伏せ、ケースとして紹介させていただきます。※お寄せいただいた内容は、当コーナー掲載の目的以外には使用しません。

今回の相談者

田村久子さん(仮名)
45歳パートタイマー



■取材協力・原稿監修
弁護士法人斎藤法律事務所
駒ヶ根事務所 / 駒ヶ根市上穂南9番3号
TEL 0265-98-7171 HP http://www.saito-houritsu.com/

※今回紹介したケースは、実際に弁護士さんに相談のあった話を題材として作られた物で、特定の個人や団体を示したものではありません。